

○鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱

平成 8 年 9 月 27 日

告示第1402号

改正 平成 9 年12月24日告示第1821号

平成10年 9 月29日告示第1348号

平成11年 6 月29日告示第972号

平成12年12月26日告示第1541号

平成14年 3 月22日告示第425号

平成14年 9 月13日告示第1128号

平成17年 4 月 1 日告示第509号

平成17年 7 月29日告示第1251号

平成18年 3 月31日告示第586号

平成20年 3 月28日告示第550号

平成20年 6 月24日告示第1028号

平成20年 8 月26日告示第1284号

平成21年 3 月17日告示第343号

平成23年 3 月29日告示第366号

平成24年 3 月16日告示第331号

平成24年 8 月17日告示第958号

平成26年 4 月30日告示第534号

平成26年 8 月19日告示第870号

平成28年 8 月19日告示第791号

令和 3 年10月12日告示第990号

令和 6 年 7 月 5 日告示第525号

令和 7 年 3 月28日告示第293号

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱を次のように定めた。

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定に基づき、鹿児島県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事

をいう。以下同じ。)の競争入札に参加することができる者の資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

(3) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(4) 役員等 次に掲げる者(監査役又はこれに準ずる者を除く。)をいう。

ア 法人にあつては、役員(非常勤の者を含む。)、支配人、営業所等(営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

(入札参加資格等)

第2条 入札参加資格は、資格審査の申請をした者で次の各号のいずれにも該当するものに対し、法別表第1に規定する建設工事の種類ごとに認めるものとする。

(1) 法第2条第3項に規定する建設業者であること。

(2) 令第167条の4第1項に該当しない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団

イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、
金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的
又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
等
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするために
これらを利用している法人等

(4) 知事が別に定める日（以下「審査基準日」という。）を基準日とする法第27条の23
第1項に規定する経営事項審査（資格審査を申請する年度の前年度の4月1日から資格
審査の申請の日までの間に、同条第3項の経営事項審査の項目及び基準（以下この号に
おいて「項目及び基準」という。）が改正された場合にあっては、知事が指定する項目
及び基準に基づく経営事項審査。以下「審査基準日に係る経営事項審査」という。）を
受けた者であること。

(5) 資格審査を申請する建設工事について審査基準日から直前2年間に工事实績を有す
る者であること。

(6) 次のいずれにも該当しない事業主であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主で
あって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていない
もの

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事
業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行って
いないもの

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業
主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないも
の

2 知事は、前項第3号に掲げる者に該当するかどうかの審査をするため、警察本部長の意
見を聴くものとする。

3 知事は、資格審査の申請をした者に対し、資格審査の結果（次条の格付の結果を含む。）
を文書で通知する。

（入札参加資格の格付）

第3条 別表に掲げる建設工事について資格審査の申請をした者については、次に掲げる事項（その者が県外に主たる営業所を有する者であるときは、第1号に掲げる事項）について、知事が別に定める判定基準等により審査し、入札参加資格の格付を行う。

(1) 経営事項

審査基準日に係る経営事項審査の結果

(2) 技術事項等

ア 資格審査を申請する年度の前年度以前5年（建築一式工事、電気工事及び管工事については10年）の各年度に県が発注した建設工事（資格審査を申請した建設工事に限る。）の完成工事高及び工事成績

イ 資格審査を申請した建設工事に係る法第7条第2号ハに該当する技術職員及びこれと同等以上の資格を有するものと知事が認めた者の数

ウ その他知事が必要と認める事項

（定期の資格審査の実施）

第4条 定期の資格審査は、平成8年度及びその後2年ごとに到来する年度（以下「審査年度」という。）を行う。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加資格を認められていない者で新規に資格審査を申請したもの又は入札参加資格を認められている者で当該入札参加資格を認められている建設工事の種類以外の建設工事の種類について新規に資格審査を申請したものについては、審査年度の翌年度であっても資格審査を行う。

（随時の資格審査の実施）

第5条 資格審査は、次の各号のいずれかに該当するときは随時に行う。ただし、第2号又は第3号に該当するときにあっては、知事が特に必要があると認める場合に限り行う。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける建設工事に係る契約が見込まれるとき。

(2) 多数の災害復旧工事の発注を短期的に行う場合であって、現に入札参加資格を有する者では適正な入札の執行又は契約の履行が確保できないとき。

(3) 特許工事又は特殊工事の発注を行う場合であって、現に入札参加資格を有する者では入札の執行に当たって適正な競争を確保することができないとき。

(4) 現に入札参加資格を有する者を当事者として若しくは現に入札参加資格を有する者と有しない者を当事者として合併をした者、現に入札参加資格を有する者から全部若しくは一部の事業を譲り受けた者若しくは現に入札参加資格を有する者で一部の事業を

譲り渡した者又は現に入札参加資格を有する者の分割により事業を承継した者若しくは現に入札参加資格を有する者の分割により事業を分割した者が、資格審査を申請したとき。ただし、事業の譲渡にあつては当該譲渡した有資格者の当該事業部門の事業活動を廃止し、又は休止した場合に限り、分割にあつては当該分割を行った有資格者の当該事業部門の事業活動を廃止し、又は休止した場合に限る。

- (5) 現に入札参加資格を有する者であつて、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、資格審査を申請したとき。

（資格審査の申請方法）

第6条 資格審査を申請する者は、建設工事入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）及び次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 審査基準日を基準日とする法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値の通知書の写し
- (2) 社会活動等に関する書類
- (3) 技術的適正に関する書類
- (4) 消費税及び鹿児島県税について未納の税額がないことの証明書
- (5) 労災保険料納入証明書
- (6) 建退共加入契約及び証紙収納証明書。ただし、第1号の書類に含まれている場合は、改めて提出する必要はない。
- (7) 建設業許可証明書。ただし、県内に主たる営業所を有する者にあつては、提出する必要はない。
- (8) 誓約書（別記第2号様式）
- (9) その他知事が必要と認める書類

（資格審査の申請期間）

第7条 定期の資格審査及び第5条第1号に該当する場合の資格審査の申請期間は、事前に鹿児島県公報により公告する。

（入札参加資格の有効期間）

第8条 審査年度における定期の資格審査により入札参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格の認定がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）から当該審査年度後に最初に到来する審査年度に行う定期の資格審査による効

力発生日の前日までとする。

- 2 審査年度の翌年度の定期の資格審査により入札参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、効力発生日が審査年度に属する場合にあっては効力発生日から当該審査年度に行う定期の資格審査による効力発生日の前日までとし、それ以外の場合にあっては効力発生日から当該効力発生日後に最初に到来する審査年度に行う定期の資格審査による効力発生日の前日までとする。
- 3 随時の資格審査により入札参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、効力発生日が審査年度に属する場合にあっては効力発生日から当該審査年度に行う定期の資格審査による効力発生日の前日までとし、それ以外の場合にあっては効力発生日から当該効力発生日後に最初に到来する効力発生日（審査年度に行う定期の資格審査による効力発生日に限る。）の前日までとする。

（届出）

第9条 資格審査の申請をしている者又は入札参加資格を認められている者は、知事が別に定める事由が生じた場合においては、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 県外に主たる営業所を有する者で、資格審査の申請をしているもの又は入札参加資格を認められているものが法第12条各号のいずれかに該当することとなった場合においては、同条各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（資格の取消し）

第10条 入札参加資格を認められた者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

- （1）建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は事実の記載をしなかったとき。
- （2）法第27条の23第1項に規定する経営事項審査に係る申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、経営事項審査の結果の通知を受けたとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年9月27日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 建設工事入札参加資格審査要綱（昭和59年鹿児島県告示第1127号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 別表の規定は、平成8年10月1日以後に指名競争入札に係る指名の通知をし、又は随意契約に係る見積りを徴する建設工事から適用するものとし、同年9月30日までに指名競争入札に係る指名の通知をし、又は随意契約に係る見積りを徴した建設工事については、な

お従前の例による。

- 4 施行日の前日までに旧要綱第4条の規定により提出された建設工事入札参加資格審査申請書は、第6条の規定により提出された入札参加資格審査申請書とみなす。
- 5 旧要綱第2条第1項の規定により資格審査に合格した者の施行日の前日において有効な入札参加資格は、当該入札参加資格の有効期間の満了する日までの間は、第2条第1項の規定により認められた入札参加資格とみなす。
- 6 平成12年度に行う定期の資格審査においては、第2条第1項第3号中「経営事項審査」とあるのは、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成11年建設省告示第1056号）による改正前の建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号。次項において「改正前の基準」という。）の規定による経営事項審査」とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、平成12年度に行う定期の資格審査においては、次の各号のいずれにも該当する者については、第2条第1項第3号中「資格審査を申請する年度の前年度の3月31日」とあるのは、「平成10年3月31日」とする。
 - (1) 営業年度の決算日を平成11年1月1日から同年3月31日までの間に迎えた者
 - (2) 平成11年において、改正前の基準による経営事項審査を受けなかった者

附 則（平成9年12月24日告示第1821号）

この要綱は、平成9年12月24日から施行する。

附 則（平成10年9月29日告示第1348号）

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第1項第3号、第3条第2号ア（「建築一式工事、電気工事及び管工事については5年」に係る部分を除く。）及び第7条第1項の規定は、平成12年度以後の定期の資格審査及び平成12年4月1日以後の随時の資格審査について適用し、平成11年度以前の定期の資格審査及び平成12年3月31日までの随時の資格審査については、なお従前の例による。
- 3 平成10年度の定期の資格審査により入札参加資格を認められた者に係る入札参加資格の有効期間は、改正後の要綱第8条第1項の規定にかかわらず、平成10年10月1日から平成12年3月31日までとし、平成11年度の定期の資格審査により入札参加資格を認められた者に係る入札参加資格の有効期間は改正後の要綱第8条第2項の規定にかかわらず、平成11年10月1日から平成12年3月31日までとする。

附 則（平成11年6月29日告示第972号）

この要綱は、平成11年 6 月29日から施行する。

附 則（平成12年12月26日告示第1541号）

この告示は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月22日告示第425号）

この要綱は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 9 月13日告示第1128号）

この要綱は、平成14年 9 月13日から施行する。

附 則（平成17年 4 月 1 日告示第509号）

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 7 月29日告示第1251号）

この要綱は、平成17年 7 月29日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日告示第586号）

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日告示第550号）

この要綱は、平成20年 3 月28日から施行する。

附 則（平成20年 6 月24日告示第1028号）

この要綱は、平成20年 6 月24日から施行する。

附 則（平成20年 8 月26日告示第1284号）

この要綱は、平成20年 8 月26日から施行する。

附 則（平成21年 3 月17日告示第343号）

- 1 この要綱は、平成21年 3 月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに平成20年度の定期の資格審査により入札参加資格を認められた者に係る入札参加資格の有効期間は、改正後の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までとする。

附 則（平成23年 3 月29日告示第366号）

- 1 この要綱は、平成23年 3 月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に入札参加資格を認められている者に係る入札参加資格の有効期間は、改正後の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱第 8 条の規定にかかわらず、平成22年度に行われた定期の資格審査による入札参加資格の認定がその効力を生ずる日の前日までとする。

附 則（平成24年 3 月16日告示第331号）

- 1 この要綱は、平成24年 3 月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱第 6 条の規定により提出されている書類は、改正後の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱第 6 条の規定により提出された書類とみなし、同要綱第 2 条第 2 項の規定を適用する。

附 則（平成24年 8 月17日告示第958号）

この要綱は、平成24年 8 月17日から施行する。

附 則（平成26年 4 月30日告示第534号）

- 1 この要綱は、平成26年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

附 則（平成26年 8 月19日告示第870号）

- 1 この要綱は、平成26年 8 月19日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

附 則（平成28年 8 月19日告示第791号）

この要綱は、平成28年 8 月19日から施行する。

附 則（令和 3 年10月12日告示第990号）

この要綱は、令和 3 年10月12日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 5 日告示第525号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 5 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱第 3 条第 2 号アの規定は、令和 6 年度以後の定期の資格審査及び令和 6 年度に行う定期の資格審査による効力発生日以後の随時の資格審査について適用し、当該効力発生日の前日までの随時の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月28日告示第293号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格

建設工事の種類	建設工事の標準金額	入札参加資格の格付区分
土木一式工事	48,000千円以上	A級
	24,000千円以上48,000千円未満	B級
	10,000千円以上24,000千円未満	C級
	10,000千円未満	D級
建築一式工事	77,000千円以上	A級
	34,000千円以上77,000千円未満	B級
	12,000千円以上34,000千円未満	C級
	12,000千円未満	D級
舗装工事	14,000千円以上	A級
	14,000千円未満	B級
	5,000千円未満	C級
造園工事	11,000千円以上	A級
	11,000千円未満	B級
管工事	18,000千円以上	A級
	8,000千円以上18,000千円未満	B級
	8,000千円未満	C級
電気工事	18,000千円以上	A級
	8,000千円以上18,000千円未満	B級
	8,000千円未満	C級

注 県が発注する建設工事について、この表に定める建設工事の標準金額の区分に属する入札参加資格を有する建設業者が少ない場合その他特別な理由がある場合は、この表に定める建設工事の標準金額の区分を変更することがある。

別記

第1号様式(第6条関係)

建設工事入札参加資格審査申請書

鹿児島県知事 殿

年 月 日

国土交通大臣
鹿児島県知事
住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

許可()第 号

受付印

鹿児島県が発注する建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、申請者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること及び提出書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

入札参加資格の審査を申請する建設工事の種類

申請の有無	建設工事の種類	申請の有無	建設工事の種類	申請の有無	建設工事の種類	申請の有無	建設工事の種類
	①土木一式工事		③電気工事		⑤板金工事		⑦さく井工事
	②土・石・土工・コンクリート工事		④管工事		⑥ガラス工事		⑧器具工事
	③石工事		⑦舗装工事		⑧塗装工事		⑨水道施設工事
	④しゅんせつ工事		⑧塗薬工事		⑨防水工事		⑩消防施設工事
	⑤解体工事		⑨点検工事		⑩内装仕上工事		⑪清掃施設工事
	⑥建築一式工事		⑩タイル・れんが・ブロック工事		⑪機械器具設置工事		
	⑦大工工事		⑪鋼構造物工事		⑫熱絶縁工事		
	⑧屋根工事		⑫鉄筋工事		⑬電気通信工事		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、横長にしている。

第2号様式(第6条関係)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱(以下「要綱」という。)第2条第2項に規定する審査のため、下記の事項について、鹿児島県知事が鹿児島県警察本部長に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

注1 自己及び自社の役員等の名簿(別紙)を添付してください。

2 「法人等」とは、要綱第1条の2第3号のとおりです。

3 「役員等」とは、要綱第1条の2第4号のとおりです。

(別紙)

自己及び自社の役員等の名簿

氏 名 又 は 名 称				
住所又は主たる事務所の所在地				
役 職 名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

注1 代表者も含めて作成してください。

2 記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

3 この名簿に記載されている個人情報については、要綱第2条第2項に規定する審査に必要な範囲内で、他の行政庁に情報提供することになりますので、各人の同意を得た上で記載してください。